

商工会議所会員の皆様へ



全国商工会議所の 業務災害補償プラン



保険料 最大 **57%** 割引

※割引率は諸条件によって異なります。詳しくは取扱
代理店、営業社員までお問い合わせください。



日本商工会議所

引受保険会社 富士火災海上保険株式会社



労災事故の現状

1 労災事故の被災者数

平成23年度に発生した労働災害による被災者数※は下記のとおりです。

※ 政府労災新規受給者数

1日あたり **1,685人**

出展：厚生労働省「平成23年度労災保険事業の保険給付等支払状況」

Point 1

これだけの就労者が労災事故にあわれており、労災事故はいつでも起こりうる状況といえます。

2 労災事故と交通事故

労災事故被災者数※1 **約9.7人** (1,000人あたり)



交通事故被災者数※2 **約6.7人** (1,000人あたり)



※1 算出方法：政府労災新規受給者数÷平均就労者数×1,000

出典：厚生労働省「労災保険事業月報 平成23年」、総務省「労働力調査 平成23年」

※2 算出方法：交通事故死傷者数÷総人口数×1,000

出典：警察庁「交通事故の発生状況 平成23年」、総務省「人口推計 平成23年」

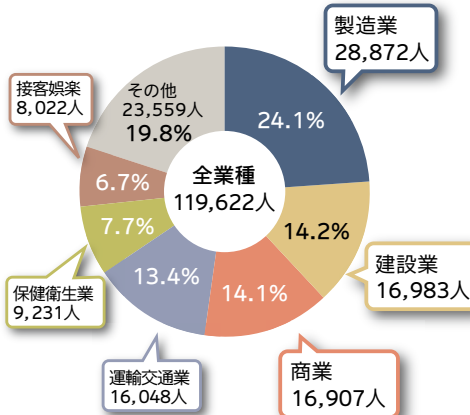
Point 2

意外かもしれませんが、労災事故は交通事故よりも発生率が高い、より身近な事故なのです。

3 労災事故発生状況

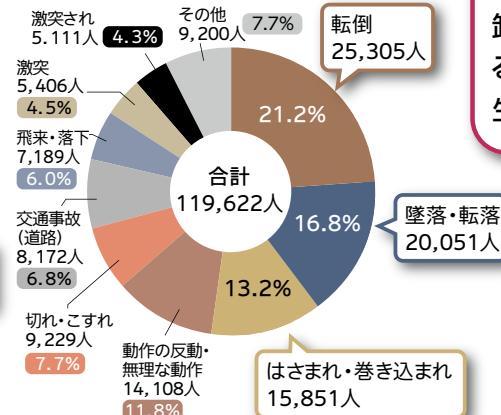
業種別労災事故発生状況 (死傷者数の構成比)

出典：厚生労働省「業種別事故型別労働災害発生状況 平成23年」



事故型別労災事故発生状況 (死傷者数の構成比)

出典：厚生労働省「業種別事故型別労働災害発生状況 平成23年」

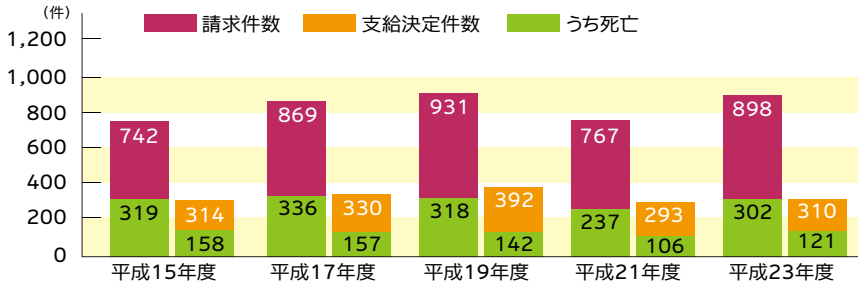


Point 3

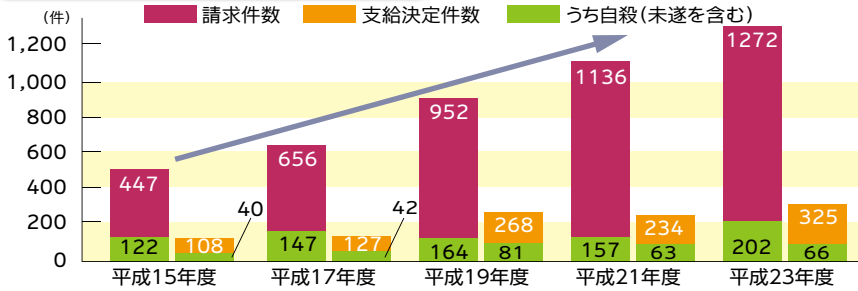
製造業、建設業だけでなく、商業(小売・卸売等)など、あらゆる業種で事故が発生しています。

4 脳・心疾患および精神障害等の労災補償状況

脳・心疾患の労災補償状況



精神障害等の労災補償状況



過労死など脳・心疾患に係る政府労災の請求件数は平成15年度以降もほぼ同じ水準を維持しています。精神障害等に係る政府労災の請求件数、支給決定件数は共に過去最高です。

Point 4

労災事故は“ケガ”だけではありません。過労による脳・心疾患やうつ病等への備えは万全ですか!?

出典：厚生労働省「平成23年度脳・心臓疾患および精神障害などの労災補償状況まとめ」

5 政府労災と労災訴訟高額判決事例

労災事故が起こった場合、政府労災により労働者の死亡・負傷・疾病等に対して保険給付されますが、被災労働者の全ての損害が補償されるわけではありません。自動車事故で自賠責保険に任意保険をプラスすることで自賠責保険の不足分をカバーするように、労災事故に対しても政府労災に『上乘せ補償』をプラスすることで政府労災の不足分をカバーする必要があります。

政府労災の給付

死亡	遺族(補償)給付
	葬祭料(葬祭給付)
負傷・疾病	療養(補償)給付
	障害(補償)給付
	休業(補償)給付
	傷病(補償)年金
	介護(補償)給付

カバーされない部分(一例)

休業(補償)給付の不足分
[休業3日目までの補償・給付基礎日額の20%相当額]



被災者本人や遺族への見舞金



被災者本人や遺族への精神的ダメージ(慰謝料)



労働災害関係高額判決事例

判決金額	業種	判決年	事故内容
1億8,785万円	製造業	平成20年	異動先での長時間かつ連続勤務により重篤な障害となる
1億8,700万円	飲食店	平成22年	店長が長時間かつ連続勤務により重篤な障害となる
1億6,524万円	製材業	平成6年	吊った原木が落下して運転手に激突し重篤な障害となる
1億3,500万円	病院	平成14年	研修医が過労により急性心筋梗塞を発症し死亡
1億2,588万円	広告業	平成8年	過剰な長時間労働によりうつ病を発症し自殺
1億1,111万円	食料品製造業	平成12年	過酷な環境と部下指導の悩みからうつ病を発症し自殺
1億700万円	病院	平成19年	麻酔科医師が過労により急性心機能不全を発症し死亡
1億398万円	協同組合	平成21年	労働環境が変化し業務量の増加からうつ病を発症し自殺
9,905万円	建設業	平成22年	現場監督が長時間労働によりうつ病を発症し自殺
9,164万円	建設業	平成10年	現場所長が工期の遅れからうつ病を発症し自殺

2012年3月現在(労災問題研究所調べ)

Point 5

高額化する賠償責任額。政府労災だけで十分とお考えですか!?



みんなの労災ガードの主な特長

みんなの労災 ガードなら

オーダーメイドでプランが設計できます。

●必要な補償を必要なだけセットできるので、合理的な設計が可能です。

みんなの労災 ガードなら

保険金は政府労災の認定を待たずにお支払いします。

※「使用者賠償責任特約(死亡のみ)」および「使用者賠償責任特約」における賠償保険金については、補償対象者が政府労災の給付対象となる資格を有する場合、政府労災の認定が原則必要となります。

※脳疾患・心疾患、精神障害による死亡や後遺障害などについては、政府労災の認定が必要となります。

みんなの労災 ガードなら

従業員の入れ替わりや増員があっても自動的に補償されます。

●売上高等を基に独自の方式で保険料を算出しますので、個々のお名前をいただく必要がありません。

●ご契約期間中に従業員の入れ替わりや増減員があってもその都度ご報告いただく必要がありません。

※ご契約時に定めていただいた補償対象者の範囲内に限ります。

みんなの労災 ガードなら

労災認定された脳・心疾患や精神障害も補償します。

●脳・心疾患などによる死亡、後遺障害、入院、手術および通院を補償します。

※これらを補償する特約をセットされた場合に、「労災認定された脳・心疾患等補償特約」が自動的にセットされます。

みんなの労災 ガードなら

建設業・運送業の下請負人のほか、製造業の構内下請作業員や派遣社員の方々も補償します。

●事業主・役員、従業員(パート・アルバイト含む)のほか、建設業の下請作業員、運送業の下請運転者、さらには製造業の構内下請作業員や派遣社員も補償の対象者に含めることができます。

みんなの労災 ガードなら

高額な賠償金や弁護士費用などの訴訟費用も補償します。

●就業中のケガや過労自殺・過労死が原因で貴社が法律上の賠償責任を負われた場合に損害賠償金等をお支払いします。

※「使用者賠償責任特約(死亡のみ)」または「使用者賠償責任特約」をセットした場合が対象になります。

みんなの労災 ガードなら

保険金は会社受け取りになります。

●貴社が被保険者(保険の補償を受けられる方)となるため、保険金は貴社が受け取ることができ、弔慰金や見舞金として活用できます。

※ご契約の締結にあたって、保険の対象となる方(従業員等)の事前の同意を得る必要があります。

みんなの労災 ガードなら

保険料は損金処理が可能です。

※実際の税務処理は税理士にご相談下さい。



みんなの労災ガードの補償内容

労災認定された脳・心疾患等も補償 が付いた特約は、精神障害、脳血管疾患または虚血性心疾患等についても労災保険法等で給付が決定された場合に保険金をお支払いします。

従業員等向け

●業務に従事中(通勤途上を含む)のケガ等に関する補償

※ケガの他に業務に起因して生じた症状(熱中症等)についても補償します。

ケガ等により
死亡された
とき



労災認定された脳・心疾患等も補償

死亡補償保険金支払特約

ケガ等により
後遺障害を
生じたとき



労災認定された脳・心疾患等も補償

後遺障害補償保険金支払特約

ケガ等により
入院された
とき



労災認定された脳・心疾患等も補償

入院補償保険金支払特約

ケガ等により
通院された
とき



労災認定された脳・心疾患等も補償

通院補償保険金支払特約

ケガ等により
手術を
受けられた
とき



労災認定された脳・心疾患等も補償

手術補償保険金支払特約

事業主向け

●事業主の費用等に関する補償

従業員等の業務
中の身体障害に
より法律上の
賠償責任を
負われたとき



使用者賠償責任拡張補償特約セット

使用者賠償責任特約

中途加入は
毎月受付中

■保険期間(ご契約期間)：平成26年4月1日(午後4時)～平成27年4月1日(午後4時)

■募集期間：平成26年2月1日～平成26年3月28日

■ご加入対象：この保険は、商工会議所会員で政府労災に加入している事業者が対象となります。

	募集期間	申込締切日	保険期間(ご契約期間)	保険料引落日(初回分)
新規および継続	平成26年2月1日～ 平成26年3月28日	平成26年3月28日	平成26年4月1日(午後4時)～ 平成27年4月1日(午後4時)	平成26年6月27日(※2)
中途加入	平成26年3月29日以降	毎月25日(※1)	お申込締切日の翌月1日(午後4時)～ 平成27年4月1日(午後4時)	保険責任開始月の 翌々月の27日(※2)

※1 土・日・祝日の場合は直前の営業日

※2 2回目以降の引落日は毎月27日となります。金融機関休業日の場合は翌営業日となります。通帳には「AP(ホケンリョウ)または「アプラス」等と記載されます。

ご加入プラン		プラン A	プラン B	プラン C	フリープラン
従業員等向け 補償	死亡・後遺障害	1,000万円	2,000万円	3,000万円	お客さまのご希望に 応じて設定できます。
	入院(日額)	5,000円	7,000円	10,000円	
	通院(日額)	3,000円	4,000円	5,000円	
使用者賠償責任 (1災害支払限度額)		1億円	1億円	1億円	

※手術補償保険金は、所定の手術の種類に応じて入院日額の10倍、20倍、または40倍となります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

① 商品の仕組み

この保険は、事業者の方々を加入者および記名被保険者(保険の補償を受けられる方)、従業員等の方々を補償対象者(補償の対象となる方)とし、記名被保険者である事業者の業務に従事中に補償対象者が日本国内または国外において身体障害を被られた場合に保険金を記名被保険者にお支払いします。お受け取りいただいた保険金は、一部の特約を除き、その全額を補償対象者またはその遺族の方にお支払いいただけます。

② 契約者と加入者

この保険契約は日本商工会議所をご契約者とし、日本商工会議所の会員事業所で政府防災保険に加入している事業者を加入者とする団体契約です。

③ 補償対象者

お申込みいただける補償対象者の範囲は次のとおりです。ご希望に合わせて、お申込みいただく補償対象者をご選択ください。

I: 事業主および役員全員

II: 記名被保険者の被用者(使用人)[従業員およびパート・アルバイト等]全員

III: 建設業および貨物自動車運送事業における記名被保険者の下請負人およびその被用者(使用人)全員

IV: 補償対象者I、II、III以外の記名被保険者の管理下にある者全員

④ 保険期間

●新規および継続 平成26年4月1日(午後4時)～平成27年4月1日(午後4時)

●中途加入 お申込締切日の翌月1日(午後4時)～平成27年4月1日(午後4時)

⑤ 引受条件(保険金額等)

保険金額等の設定については、次の点にご注意ください。詳しくは取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

(1) 保険金額等は加入者の災害補償規定等に定める金額を基準として適正な金額となるように設定してください。

(2) 各特約のセットの可否および保険金額等の設定には、それぞれ他の特約もしくは補償対象者との関係で一定の制限が定められています。

(3) 既に他の傷害保険契約をご契約されている場合には、保険金額を制限させていただくことがあります。

⑥ 契約形態について

この保険では、補償対象者の氏名を申込書・明細書に記載するのではなく、保険契約締結時に補償対象者の範囲を定めることによりご契約いただくことができます。具体的には次のとおりです。

	契約形態	補償対象者の範囲
1	一般契約(売上高方式)	企業等に属する方全員(事業主、役員、従業員等)および建設業・貨物自動車運送事業における下請負人等を補償対象者とする契約方式です。
2	下請負人の限定契約(外注費方式)	建設業および貨物自動車運送事業における下請負人等のみを補償対象者とする契約方式です。
3	建設作業者の限定契約(請負金額方式)	建設現場作業に従事する事業主、役員、従業員等および建設業における下請負人等のみを補償対象者とする契約方式です。
4	事業部等の限定契約	特定の事業部・事務所等の業務に従事する方のみを補償対象者とする契約方式です。
5	JV(甲型共同企業体)工事の除外契約	建設業において、記名被保険者が元請となるJV(甲型共同企業体)工事に従事する方を補償対象者から除外する契約方式です。

2. 保険料

保険料は保険契約時にご申告いただく次の数値等により算出します。

① 保険料の算出基礎数値(直近の会計年度の売上高・請負金額・外注費等)

② 事業種類

③ 事業種類ごとの保険料の算出基礎数値に占める割合(複数の事業を行っている場合)

④ 役員比率(「事業主・役員+従業員等」の実人数に対する「事業主・役員」の実人数の割合をいい、事業主・役員と従業員で異なる補償内容とする場合に必要となります。)

※本プランは事業者数割引10%(100事業者以上500事業者未満)を適用しています。

※加入事業者数が500事業者以上となった場合は、事業者数割引が15%となり、加入申込書記載の保険料より安くなる場合があります。その場合、変更後の保険料をお知らせする「変更手続き完了のお知らせ」を別途お送り致します。

※また、加入事業者数が100事業者未満となった場合は、事業者数割引が5%となり、保険料変更の手続きをさせていただきます。

※保険料の他に制度維持費100円(月々)が加算されます。

3. 保険料の払込方法

保険料の払込方法は分割払(12回)となっております。ご指定の口座から毎月引落します。詳しくは、取扱代理店・営業社員またはお客さまセンターまでお問い合わせください。


4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご契約を解約される場合には、取扱代理店・営業社員までご連絡ください。なお、解約に際しては、残っている保険期間に対して弊社の定めるところにより保険料を返還または未払込保険料をご請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店・営業社員にお問い合わせください。

商品・契約内容に関するお問い合わせは… 富士火災 お客さまセンター 0120-228-386 *携帯電話・PHSからもご利用になれます。 ●平日:午前9:00～午後6:00(年末年始を除きます) ●土日祝:午前9:00～午後5:00(除きます。)	事故の受付・ご相談は… 富士火災 セイフティ24コンタクトセンター 0120-220-557 *携帯電話・PHSからもご利用になれます。 24時間・365日 受け付けております。	電話番号はおかけ間違いのないように ご不満・ご要望のお申し出は… 富士火災 お客さまの声室 0120-246-145 *携帯電話・PHSからもご利用になれます。 ●平日:午前9:00～午後7:00(年末年始を除きます。)	弊社との間で問題を解決できない場合は… 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター 0570-022-808 *PHS・IP電話からは03-4332-5241 ●平日:午前9:15～午後5:00(12月30日～1月4日を除きます。) ※電話料金はお客さま負担となります。
---	--	--	--

このパンフレットは「業務災害補償プラン」の概要を説明したものです。詳しくは「みんなの防災ガード(業務災害補償総合保険)パンフレット」をご覧ください。ご加入に際しては、重要事項説明書(「契約概要のご説明」および「注意喚起情報のご説明」)を必ずお読みください。なお、お客さまにとって特に不利益となる事項の記載箇所には、を付しておりますので、必ずご確認ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

●ご契約後、1か月経過しても引受証が到着しない場合は、弊社取扱営業店にご照会ください。●事故が発生したときは、30日以内に取扱代理店・営業社員またはセイフティ24コンタクトセンターまでご連絡ください。●ご契約後、お届けの住所、電話番号が変更となった場合は、すみやかに取扱代理店・営業社員またはお客さまセンターにご連絡ください。●このパンフレットの内容は概要の説明です。詳しくは取扱代理店・営業社員にご照会ください。●弊社の損害保険募集人(代理店・営業社員)は保険契約締結の代理権および告知受領権を有していますので、有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。なお、代理店は、弊社の委託契約に基づき、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約条件変更の際のご通知の受領などの代理業務も行っていきます。

富士火災海上保険株式会社

<東京本社>

〒105-8622 東京都港区虎ノ門4-3-20 神谷町MTビル

TEL.03-5400-6000(大代表)

http://www.fujikasai.co.jp/

<大阪本社>

〒542-8567 大阪市中央区南船場1-18-11

TEL.06-6271-2741(大代表)

お問い合わせは

